

窒素含有量又は磷含有量の排水基準に係る湖沼の指定について

窒素含有量又は磷含有量の排水基準に係る湖沼については、以下の見直しを実施する予定である。

	環境省告示 平成16年5月24日第38号	今回変更予定
窒素含有量の排水基準に係る湖沼	277湖沼	283湖沼
磷含有量の排水基準に係る湖沼	1329湖沼	1399湖沼

(説明)

窒素含有量又は磷含有量の排水基準に係る湖沼については、水質汚濁防止法施行令第3条第1項第12号において、「湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。」とされている。

また、この排水基準は、工場又は事業場から湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水の窒素含有量又は磷含有量について、適用される。

窒素含有量又は磷含有量の排水基準に係る湖沼については、水質汚濁防止法施行規則第1条の3において、以下のとおり具体的に規定されている。

【水質汚濁防止法施行規則 第1条の3】

○磷含有量の排水基準に係る湖沼

水の滞留時間が四日間以上である湖沼（水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えること、特殊なダムの操作が行われることその他の特別の事情があるものを除く。）

○窒素含有量の排水基準に係る湖沼

磷規制の湖沼のうち、水の窒素含有量を水の磷含有量で除して得た値が二〇以下であり、かつ、水の磷含有量が一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以上であることその他の事由により窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となるもの。